

アンケート等調査の実施に関する細則

アンケートを実施される場合は以下の細則にしたがってください。

1. 要項

アンケートを学会内で実施する場合

1) 実施者が役員会で認められた委員会・検討会・勉強会・ネットワーク等の場合

正式の学会内部の組織であり制約はないが、会員名簿を使用する際は、直接に総務へ届け出、使用許可を得るものとする。

2) 実施者が学会内の正式の組織ではない場合

(I) ワークショップに関連して実施する場合

学術集会の該当ワークショップ参加者のみに実施する場合規制はない。該当ワークショップ参加者を超えるアンケートは総務へ届け出、許可を得るものとする。会員名簿を使用する際は総務へ届け出、使用許可を得るものとする。ただしアンケート結果の公開についての規則は別に設けてある。

(II) 研究等の目的で会員へアンケートを実施する場合

資料としてのアンケートを、会員名簿を使用して実施する場合は、総務へ届け出、使用許可を得るものとする。

アンケートを学会外へ実施する場合

いずれの目的にせよ、学会名を使用し学会外部にアンケートを取る場合には総務へ届け出、許可を得るものとし、正式な文書形式で行うものとする。「学会有志」「ワーキンググループ」など学会の名前に付記する場合も同様である。

2. 届け出事項

1) 代表者名 所属 連絡先住所

2) 調査対象

3) 実施期間

4) 目的と内容

5) 結果の利用目的

3. 提出後の検討

総務に提出された懸案事項は、総務委員会で検討する。

総務委員会で許可された事項は、原則として会長の許可を得て提出者へ結果を通知する。

4. アンケートに記載する必要項目

許可後にアンケートを実施する際は

i) このアンケートは、日本外来小児科学会総務委員会の許可を得て実施している。

ii) このアンケートの実施主体は学会ではなく〇〇である。

と、この2項目を明記し責任所在を明らかにしたうえで行うものとする。また許可なくこれらの文言を付記してアンケートをとってはならない。

会員名簿使用に関する費用は、全て調査実施責任者が負うこととする。

この細則は、2003年2月16日より実施する。